
美唄市における週休 2 日工事の取扱いについて

令和 7 年 4 月

建設工事競争入札等参加者 各位

美唄市総務部総務課契約管財係

労働基準法の改正により、令和 6 年 4 月から建設業においても罰則付き時間外労働規制が適用されたことを踏まえ、美唄市が発注する建設工事においても週休 2 日を確保する工事(週休 2 日工事)を推進していくため、次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 取扱内容

「美唄市における週休 2 日工事の取扱いについて」のとおり

2. 実施期日

令和 7 年 4 月 1 日